

お客様各位

No. GQQ7202
 2007年 1月26日
 コーセル株式会社
 取締役 品質管理部長
 谷川 正人



銅バー RoHS規制物質(Pb)混入に関するご報告の件

拝啓 貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配に賜り、厚くお礼申し上げます。
 さて、当社製品の一部にRoHS指令の対象規制物質を混入させていたことがわかりました。下記にその概要をご報告いたします。
 本件に伴い、貴社に多大なるご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳ございません。
 対応等につきまして、ご相談させていただきたくお願い申し上げます。

敬 具

— 記 —

1. 不具合該当箇所

(1)銅バー



この銅バーのSnめっきに
 RoHS規制物質の鉛を含有したものが混入しました

注:これは銅バーの一例を示すもので、製品や銅バーの種類によって、位置や形状は異なります

写真1.1 不具合の部位例(銅バーのSnめっき部)

(2)対象規制物質と含有率

物質名:Pb(鉛) 含有率:約4, 300ppm *1 RoHS規制値 1000ppm

2. 不具合対象機種と対象期間・対象ロット

次の10モデルが対象品です。
 不具合品の対象モデルは、当社RoHS指令適合宣言以降に生産・出荷したものになります。

表2.1 対象モデル/対象期間・ロット

項番	対象モデル	対象出荷期間	対象ロットNo
1	PAA PAA50	2006/5/10~2006/12/22	618XXXX~638XXXX
2	LEA LEA75	2006/6/27~2007/1/25	625XXXX~651XXXX
3	LEA100	2006/6/22~2007/1/25	625XXXX~651XXXX
4	LEA150	2006/6/2~2007/1/17	622XXXX~643XXXX
5	LCA LCA150	2006/6/2~2007/1/9	622XXXX~643XXXX
6	LDA LDA150	2006/6/1~2007/1/11	622XXXX~643XXXX
7	LEB LEB100	2006/5/8~2007/1/10	619XXXX~651XXXX
8	LEP LEP100	2006/5/9~2007/1/18	619XXXX~651XXXX
9	PBA PBA300	2006/6/27~2007/1/25	625XXXX~
10	PBA1500	2006/3/27~2007/1/23	612XXXX~

*いずれも、準標準、マイナーチェンジ版を含みます

3. 電気特性・性能への影響

本不具合は、銅バーの化学物質含有量の問題であり、製品の電気特性、性能には全く影響はありません。

4. 原因

原因につきましては、詳細の確認中ですが、概要を以下に示します。

- (1) 銅バーの板金メーカーは、Snめっきをした銅板のコイルを購入し、加工を行なっています。今回の不具合は、その銅板コイルのSnめっきに規定値以上の鉛が含有していました。
- (2) Snめっきに鉛が含有していた原因につきましては、めっきメーカーが購入している「光沢剤」に鉛が含有しており、その「光沢剤」を使用しめっきしたことにより発生したものです。

*1 めっきメーカーでは、2006年8月に本件について認識し、該当光沢剤を廃棄しましたが、その後の使用を禁止する対策しか行なっておらず、出荷済み品の処置については、実施しておりませんでした。

*2 めっきメーカーで、この光沢剤を使用した期間は2006年2月24日～2006年6月21日で、この期間にめっきをしたコイルから生産した銅バーが不具合の対象となり、その銅バーを使って生産した製品が不具合品になります。

5. 処置・対応

(1)不具合銅バーの在庫品回収

当社在庫にあった、当該不具合銅バーを、全て回収いたしました(2007年1月25日完了)。

(2)出荷品

当社完成品在庫の不具合対象機種・対象ロットにつきましては、全て鉛濃度がRoHS規制値未満である銅バーに交換し、出荷します(2007年1月26日出荷分から対応)。

また、2007年1月26日以降生産する製品につきましても、同様に鉛濃度がRoHS規制値未満の銅バーを使用して生産を実施いたします。

(3)貴社納入済み品

貴社への納入済み品に対する処置につきましては、別途打合せの上、対応させていただきたくお願い申し上げます。

(4)銅バー交換品に対する識別表示

当社完成品在庫や回収品において、不具合対象機種・対象ロット内で良品銅バーへの交換を行った製品につきましては、型式銘板内の「ロット番号」に「黒ドット」表示で識別します。

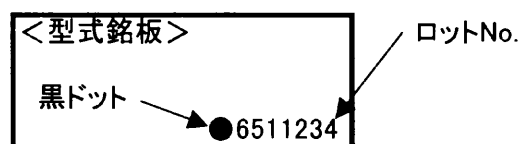


図5.1 銅バー交換品への識別表示例

6. 対策

(1)めっきメーカーでの対策

- ① 該当光沢剤メーカーへ納入毎に有害化学物質データ分析を行わせ、合格品だけを受け入れるようにしております(06年9月～)。
- ② めっきロット毎に蛍光X線分析を行ない、結果を検査成績書に記入し、合格品だけを出荷するようにいたします(07年1月22日～)。

(2)当社での対策

- ① 他の板金のめっきメーカーにおきましても、同様不具合が発生しないよう、有害化学物質データ分析の測定・管理の仕組みをつくりまします(07年2月28日まで)。
- ② めっきメーカーと板金メーカーに対し、不具合がわかった時点で必ず当社に報告し、納入済み品を含めて処置について協議することを指導いたしました(07年1月23日実施済み)。

なお、ご不明な点がありましたら、恐れ入りますが、当社営業担当までお問い合わせいただければ幸いです。本件につきまして、多大なご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上